

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 久留米市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.1%
全職員	73.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.3%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	98.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	92.3%
26～30年	94.4%
21～25年	88.2%
16～20年	84.5%
11～15年	92.1%
6～10年	88.6%
1～5年	91.0%

【説明欄】

【男女の差異の主な要因】

- ・ 扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多い。
扶養手当の受給者に占める男性の割合86.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合66.6%
- ・ 特に、扶養手当の受給者が多い世代(30～40代 勤続年数6～25年)で差異が大きくなる傾向がある。
- ・ 「全職員」の男女の給与の差異は、女性の会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

※会計年度任用職員について、正確な給与の差異の比較が困難な日額・時間額の職員を除いている。